

伊方訴訟ニュース

第 65 号

1979 年 1 月 20 日

伊方原発訴訟を支援する会 (連絡先: 〒530 大阪市北区西天満 4-9-15 第 1 神明ビル)
藤田法律事務所内 Tel 06-363-2112, 口座大阪 48780

伊方原発燃料棒損傷の事実明るみに

3 月定期検査を 2 月に繰り上げ

昨年 1 月 2 月 1 4 日、伊方原発反対八西連絡協議会 (八西協) の矢野浜吉事務局長ら代表は記者会見を行い、伊方原発で異常事態が進行している疑いが濃いと発表した。その内容は、すでに前号で報告したように、「原発の内部関係者」から八西協への、つぎのような通報に基づくものであった。すなわち、「労働者が原子炉から漏れた放射能を吸いこみ体内被ばくを受けた。そして、原子炉水中の放射能が増えてきているので、3 月に予定されていた定期検査を 1 月に繰り上げねばならなくなった」という内部告発であった。

八西協の代表は、同時に、独自に調査した事実、すなわち、昨年 6 月 1 6 日と 9 月 1 5 日に、九町越にある四電のモニターステーションの放射線検出器が、平常の 3~5 倍もの異常に高い値を示していたという事実も発表した。そして、原発の安全管理をやっている県や伊方町の発表は信用できないので、できるだけ早く、八西協独自の立入り調査をさせるよう四電に要求するとともに、県と町に対しても、安全管理を強化するよう申入れると発表した。

この突然の発表に驚いた四電では、野中原発所長が、「原発は全く正常である。八西協

の立入りは拒否する。6 月 1 6 日の高い放射線計測値は、測定器の点検のために、9 月 1 5 日は全く正常だった」と発表した。

一方県は、原発立入り調査の結果と称して、1 2 月 1 6 日、県議会生活厚生委員会でつぎのように報告した。「1 0 月 3 日に発生した原子炉からの水漏れ事故に関連して、運転再開の 1 0 月末までに、最高 7 0 0 ミリレム、平均 6 7 ミリレムの労働者被ばくがあった。しかし、その値は許容量以下である。また、原子炉水中の放射性ヨウ素の濃度は、1 立方センチ当りにして、(以下 9 頁に続く)

抗訴審第 2 回 公判

2 月 9 日 (金) 午前 1 0 時 3 0 分

高松高裁

被告国側から答弁の準備書面提出の予定。原告住民側も、柏木判決批判ならびに、国の答弁に対する反論を陳述し、双方の争点、および、裁判所の姿勢が明らかになると予想されている。

遠隔地裁判を闘う原告ら住民を支援するための傍聴参加を訴えます。

抗告申立の準備書面（後半）

第四、伊方原発と回復困難な損害発生

一、伊方原発は、熱出力165万キロワットであり、この熱出力の大きさがプルトニウムや「死の灰」を大量に作り出すことになる。それらの量は、わかりやすく表現すると一年間の運転によってプルトニウムが長崎型原爆（プルトニウム10キログラム）40発分、「死の灰」が広島型原爆の実に600発分と膨大になる。

そして、伊方原発は一年間のみの運転ではなく、30年、40年と運転が予定されているから、これによって作り出されるプルトニウム、「死の灰」の量は超膨大となる。原発はまさにプルトニウムおよび「死の灰」の製造装置といわれるゆえんである。

而して、伊方原発がこのように大量のプルトニウム、「死の灰」を抱えこんでいることが危険性の根源である。

二、このプルトニウム、「死の灰」という放射性物質が常時四方八方に強烈に放出する放射線は、人の生命、身体を蝕んで個体を死に至らせるだけではなく、その遺伝的影響によって人類を永久に苦しめる。

現在でも毎年のように広島、長崎の原爆による死者が出ていることからすれば、放射線の恐さを容易に推し量ることができよう。

放射線は如何に微量であっても人体にとっては危険なものである。

放射性物質の恐ろしさの一例をあげると、建物内でプルトニウムを僅か一グラムを撒き散らすとそれから放出される放射線のために500平方メートル内の人はずべて死亡し、5万平方メートルの範囲にわたって除染しなければ

ならないことになる（本訴の甲第20号証11頁）。

前述の伊方原発の運転によって作り出されるプルトニウムの量と右一グラムのプルトニウムの量を比較すれば、伊方原発が有する危険性は想像を絶するものがある。

三、伊方原発の中で作られる放射性物質の毒性は、プルトニウムに代表されるように、放射線を放出する能力が僅か半分になる期間たる半減期が人類の歴史を超越する2万4千年という永久なものも存する。

また同様に原発の中で作られるヨウ素129という放射性物質の半減期は1700万年と気の遠くなる以上の毒性維持能力を有する。

四、このように人体に対して恐るべき被害をもたらす放射性物質を無毒化する科学的方法是まったく存しない。

すなわち、放射性物質が放射線を出す能力を消滅させる物理的、科学的方法是まったくなく、また、放射線を出す能力を弱めたりその期間を短くすることも不可能である。また従来の公害の主役たる化学物質と異なり、拡散・希釈によって浄化されることもない。従って人間は、自ら原発で作出した放射性物質が自然に放射線を出す能力を失うまでの期間（それは半減期の10倍とも40倍ともいわれる期間である。）を環境に出てくることのないようにしてただひたすら耐えて待つしかない。

このようにして人間が耐えて待つ期間は、プルトニウムでは24万年ないしは96万年であり、ヨウ素129では1億7千万年ないしは6億8千万年である。

右のような長期間にわたって大量の放射性物質を環境中に現われないように閉じこめて待つことは可能とは思われない。

五、放射性物質は微量でも人体にとって危険であり、また、伊方原発は放射性物質を大量に製造し、かつ内蔵する装置であるから、周辺住民、国民および子孫の身体的安全を守るためには、伊方原発はいつ如何なる時においても放射性物質が放出されることがない構造となっていなければならない。

ところが、伊方原発は平常運転時においても放射性物質を排気筒、放水口等から放出しなければならない構造となっている。相手方も平常時の年間の被曝線量は気体廃棄物について、ガンマ線0.6ミリレム、ベータ線1.5ミリレム、液体廃棄物について0.01ミリレムであると過小評価はしているが平常時にも放射性物質を放出することを認めている。また、告示は二条で住民に年間0.5レムまでの被曝を容認している。

放射性物質は如何に少量でも人体に悪影響を及ぼすものであるが、原発は毎年々々平常時にも放射性物質を放出し続けていくので、放射性物質は浄化されることなく環境中に蓄積されていってますます人体を蝕み続けることになる。原発の平常運転時の放出放射性物質の量でも人間、生物に重大な被害をもたらすことはムラサキツユクサの実験結果、アメリカのゴフマン、タンプリン博士の研究結果、アメリカのペンシルバニア大学のスタングラス教授のイリノイ州ドレスデン原発周辺の調査結果等から明白な事実である。相手方の主張する平常時における気体廃棄物についての年間被曝線量ガンマ線0.6ミリレム等という過少評価たる線量でも人体に対する危険性

は重大である（原審の申立理由補充書(2)191頁以下）。

六、次に、伊方原発においては重大事故が必ず発生する。

相手方が事故として考えているのは二つあり、一つは一次冷却材喪失事故でその原因は700ミリメートルの一次系の配管が破断する場合だけであり、二つは蒸気発生器細管破損事故でこの場合には一次冷却材の喪失状態となることをまったく想定していないのであるが、一次冷却材喪失事故だけをとりとってみても蒸気発生器細管破断、压力容器破壊、人為ミスと他原因が数多く考えられるし、また事故は一次冷却材喪失事故だけではなく、二次冷却系の冷却水が喪失されることによって、一次冷却系の温度が昂まり、炉心が溶融したり、誤操作等の人為ミスによって考えられない事故となったり、あるいは航空機が原発に墜落して压力容器が破壊されたり等と、本来予測できないまた理屈どおりにいかない特質を有する事故はいくらでも考えられるし、また考えて対応措置をとっておかなければならない。従って、相手方が恣意的に事故として一次冷却材喪失事故と蒸気発生器細管破損事故だけしか本件審査時に考えていないことは、超毒物を大量に内蔵し、かつ高温、高圧の不安定な状態で運転しなければならない本件原発の安全審査としては極めて不十分であるといわなければならない。このことだけでも本件審査では安全のチェックがなされていないと断定できる。また、相手方の右二事故による災害評価もまったくデタラメである。

次に過去の原子炉ないしは原発の各種事故および装置の技術の不完全性からして、伊方原発が多数の住民の生命、健康および財産を侵

害する大事故を発生する必然性があるといわなければならない。まず、1957年のイギリスのウインズケール原子炉の事故がある。右事故は、熱出力が伊方原発の僅か165分の1のウインズケール原子炉が火災事故を起し、その結果ヨウ素131の2万キュリーをはじめとして多量の放射性物質が環境中に放出されたために、同原子炉から風下約50キロメートル、幅16キロメートルにわたって牛乳の差止措置がとられ、同地区内で生産された牛乳はすべて廃棄されて、同原子炉は完全に破壊されたというものである。

相手方は、右ウインズケール原子炉事故については、商業用原発には規模、安全装置の点等で参考にならないと主張するようであるが、それはまったく誤りである。けだし、ウインズケール原子炉は、伊方原発とは異り、実験用原子炉と同じように、圧力も低く、温度も低く、しかも熱出力が1キロワットという安定した状態で運転されていたのであるから、かなり安全な原子炉であるにもかかわらず、右のような大事故を起したということで大原子炉を有する原発の事故を想定する際に先例として重要なのである。右事故の他にアメリカのアイダホ国立原子炉試験場のSL1原子炉事故、同じくアメリカのブラウンスフェリー原発の事故の発生、また我国および諸外国の原発で頻発しているところの蒸気発生器細管事故、燃料棒の曲り事故の各事実は原発の大事故が必発することを如実に示している。

七、伊方原発の安全装置の最後の切り札の役目を要求されるECCSは働かない。

相手方の本件審査においてはECCSの作動が要求される事故想定としては一次冷却系の700ミリメートルの配管が破断されて一次冷

却材が喪失される場合だけをあげているのみで、これが不当なことは前述したが、右一次冷却材喪失事故によって炉心が空焚きになったときにおいても、ECCSが働いて水が炉心に注入されて冷却されることが絶対的に必要となる。相手方も最後の安全装置たるECCSが機能しなければ本件許可をしないと明言するが、それは安全装置の目的からして当然のことである。

ところが、ECCSの有効性はまったく実証的に確認されていないどころか、ECCSは作動しないことが実験によって確認されている。この実験はアメリカのロフト計画であるが、実際の規模でなく、小型模擬炉によって行なわれたがみごとに失敗した。小型模擬炉によっても失敗なのであるから、現実の大型炉においてをやである。相手方は右ロフト計画の失敗について、小型炉では失敗しても現実の大型炉では作動する、しかし現実の大型炉では作動するが、現実の大型炉で実験するのは不可能だからしないにすぎないとまったく非科学的な弁解に終始するだけである。小型炉実験で作動しないで大型炉で作動するという科学的な根拠はまったくない。装置はスケールアップすなわち巨大化すると、それまでの技術上の常識ではとうてい律しきれない困難に逢着する。巨大タンカーといわれた「ぼりばあ丸」、
「かりふおるにあ丸」が真二つに割れて沈んだ事故はまさに巨大化すればそれまでの技術がいかに参考にならないかの教訓である。従って、小型炉のECCSの実験で成功しても、現実の巨大原子炉では成功しないと考えなければならないのに、小型炉で失敗しても大型炉があるさという考え方は、まったく非科学思考以外の何ものでもない。

また、現実の大型炉のECCSの作動実験が何故不可能であるのか。現にアメリカでは実物のECCSの作動実験が着々と進められている。アメリカの右実験の進行を見るにつけても、現在の大型炉の設置、運転は安全性の確認なしに強引に進められた暴挙である。本場に相手方が現在の原子力発電所のECCSの実証実験を不可能というのであれば、相手方は抗告人ら住民を実験の対象と考えていることになる。

現在の科学技術の段階では、どうしても伊方原発の有するECCSが作動しないと考える以外には常識は存しない。

この点に関しては、原審の判決に際しての日本原子力研究所の中島篤之助の指摘を次に掲げておこう。

「常識は法律家の生命である。だから筆者が以上の事実にもかかわらず、原子力発電の技術は決して実用化段階に達しておらず、そもそも原子力技術全体が研究段階にあるのだという主張をしてもなかなか納得して頂けないかも知れない。しかもそれを技術的内容にわたって説明することは紙数が許さない。

しかし事実は、巨大な多国籍企業の経営戦略の線上で、新規産業（原子力発電産業）が一挙につくり出されたのである。昭和43年版の日本原子力産業会議発行の『原子力年鑑』には原子力発電ブームの背景をとらえた面白い指摘がある。

「アメリカで現に進行している現象の核心は、次のような数字の対比によって端的にうかがわれる。すなわち、

一、原子力発電所の運開容量約200万キロワットに対して、発注ずみの容量合計が約5000万キロワットというアンバランス（

1967年末現在）。一口にいえば異常成長。

二、単基容量でいえば、運開分の最大が26・5万キロワット（インディアンポイント原発）に対して、計画分では100万キロワット級（最高120万キロワット）が続々登場しているという急テンポのスケール・アップ。

三、燃料のバーン・アップでは実績値の最高1万6000メガワット・日に対して、すでに3万メガワット・日が保証され売りこまれているという現実。

以上の現象が物語っているのは、明らかに実証ずみ（ブルーブン）という概念について、大きな変化がおきたらしいということである。……」（傍点筆者）。

賢明な読者は十分に理解して戴けたものと思う。技術開発において必ず踏むべき経験の積重ねと、慎重なスケールアップは無視されたのである。海軍用の小型加圧水型炉の設計を電子計算機による模擬計算だけで一挙に大型化して商業用（？）原発がつけられたのである。

その報いは今日随所にあらわれている。経営戦略は成功し、発電炉は売りこまれたが、いたるところでトラブルが発生している。20～30パーセント台を低迷する低い稼働率が何よりもそれを証明している。

自主・民主・公開の原則は、科学発展の内在的法則そのものである。原子力は第三の火といみじくも呼ばれるように人類の未来のために、慎重に利用しなければならない。原子核内部に潜んでいた力を安全に使いこなすためには、まだまだ多くの研究が必要なのであって、それを直ちに石油の代わりに使わなければならないといった性質のものではないのである。原子力技術の奥深さに対する正しい認

識が、原子力三原則の前提なのだということ
を強調しておかねばなるまい。」

(「原子力三原則の今日的意義」法律時報
50巻七号271頁)

中島が右に述べるように、原子力技術全体は
いまだ研究段階にあるのであって、伊方原発
のように165万キロワットの商業用原発をい
かにも完成された装置の如く設置することは、
まさに抗告人ら住民をモルモットにするもの
である。

しかも、伊方原発においては、最後の安全装
置たるECCSが作動してもどうにもならない
といんでもない事故が発生しうる。それは前
述のウラン燃料を入れてある压力容器破損事
故である。ECCSは压力容器が破損しない
ことを前提として压力容器の中に水を注入し
て水を溜めてウラン燃料を冷す機能を要求さ
れる装置であるが、压力容器が破損したとな
れば水は一つも溜まらないからウラン燃料を
まったく冷すことができない。そうすると炉
心は溶融し、当然ながら放射性物質は外に飛
び出てしまう。相手方は、压力容器破損事故
のようなものを想定不適事故(本訴の内田
第二回証言調書140頁)と呼ぶが、当然な
がら、事故とは起るまでは想定困難なのであ
って(予めわかっていたら装置を運転しない
でおけば防止はできる)、そうであるのに想
定不適事故という言葉を使用することは、
安全審査の放棄であるし、また高温、高圧下
の压力容器が割れるという事故は誰にでも考
えられることである。そして、最近出された
西ドイツのグイルの行政裁判所判決は、右の
压力容器の健全か否かの点に疑問があるとし
て原発の設置を禁じたのである。

八、伊方原発が事故を起せば如何なる被害を

もたらすかについては、前述のウインズケール
炉事故も参考になるが、これまでに我国で
なされた大事故災害評価の結果を適用すると
信じられない結果となる。

昭和35年に科学技術庁が日本原子力産業会
議に委託した結果「大型原子炉の事故の理論
的可能性及び公衆損害額に関する試算」が作
成されたが、それによると、伊方原発規模の
3分の1弱の熱出力50万キロワットの原発
について、大事故の場合には、例えば揮発性
の放射性物質がすべて放出され、最悪の気象
条件下では720人の急性障害死者、5,000
人の障害者および130万人に及ぶ「要観察
者(放射能による被曝結果を観察しなければ
ならないという者)」が生じ、経済的な損害
も当時の価額で1,140億円(現在では5倍の
5,000億円以上の試算になる)に達すると報
告された(本訴の甲269号証)。

右報告は急性障害のみを問題にするのみで、
急性障害以上に深刻な晩発性障害、遺伝的障
害をまったく無視しているから、この点だけ
からしても、右報告は被害を極めて過小評価
しているのみならず、明示された数字につい
ても過小評価していると考えざるを得ないが、
それでもその内容は強烈である。

そこで、右報告を伊方原発に単純に熱出力の
違いで、3倍にして適用すると、急性障害死
者数は2,160人、急性障害者数15,000人お
よび390万人の要観察者が生じるから、急
性障害のみで人口9千人という抗告人らの多
くの居住する伊方町は全滅することになる。
そして経済的損害は1兆円を越えてしまう。
右に関し、先に述べたように、伊方原発への
適用の場合でも、晩発性障害および遺伝的障
害がまったく欠落しているため、右の場合に

これらの晩発性障害および遺伝的障害をも考慮すると各障害についてさらに数万人ずつ障害者が増加することは間違いない（詳細は前述の理由補充書(二) 796 頁以下）から、そこから導かれる数字は恐るべきものとなる。

右の各数字が重大な意義を持つ理由は、科学技術庁すなわち相手方自身が原子力産業会議に委託し、これを受けて原子力産業会議が調査検討した結果に基くものであるからである。相手方の有する資料からしても、右のように伊方原発の事故時の災害の規模は信じられない悲惨な結果となる。

九、以上のように、これほどの膨大な量の放射性物質を内に抱えながら、最終的な安全装置である ECCS の作動が確認されず、また圧力容器の健全性についての検討がまだ不十分等の数多くの未解決の問題点を有する原発を相手方の許可で現実に運転されている現状を見れば、本当に背筋が寒くなる思いである。近代科学の粋を集めたという飾り文句の何と空々しいことか。これまで伊方原発が、住民に見える形で被害を及ぼさないことは、偶然の出来事の連続であるといえよう。

しかし、見える形での事故は、日本のように世界に冠たる地震地でさらにその中心たる伊方地方では必ず発生すると考えざるをえないし、見えない住民の被害は現に絶えず進行して住民の生命、健康を確実に蝕んでいくのである。

このような抗告人ら住民およびその子孫の生命、身体に対する深刻な被害の発生およびその切迫した重大な可能性は回復困難な損害以外の何ものでもない。

第五、執行停止の緊急の必要性

一、これまでに述べたところで、本件許可処

分の執行停止の緊急の必要性は十分に理解しえたはずであるが、この点についてさらに付言する。

本年10月3日伊方原発は一次冷却水漏れ事故を起し一次冷却系（原子炉圧力容器の中を通る水—といっても300度・150気圧の熱湯—が流れる系）から格納容器内に漏れ出た一次冷却水は33トン（33立方メートル）になるという。

右報道の量は四国電力の発表に基くものであるから、実際よりも過少量であることと思われるが、それにしても33トンとは大きな数値である（家庭用風呂は約0.5トンであるから、これは風呂66ばい分となる）。

いうまでもなく、一次冷却水は燃料棒の間を流れる水であるから最も放射性物質に汚染されている。従って、一次冷却水の漏れはあってはならない事故である。

このような汚染水が格納容器内に流れ出ると、本来密閉式の格納容器内は放射性物質の溜り場となって作業員が格納容器内で作業することは危険となる。

そのために、格納容器内に溜っている放射性希ガスを大気中に逃がしてやって、格納容器内に入って気体状以外の放射性物質を除染しなければならない。すなわち、一次冷却水の漏れ事故には必ずといっていいほどに、環境中への放射性物質の放出が伴う。

これも新聞報道によると、右事故によって大気中に放出した希ガスは1キュリーないしは1.5キュリーだという。

右報道も四国電力の発表に基くもので過少値と思わなければならないが、やはり1キュリーという数値も重大である。

大学の実験室での放射能の危険量は10万分

の1キュリーであるし、1000分の1キュリーで致死量でもある。

そして何よりも問題なのは、平常運転時にも放射性物質を必然的に放出せざるをえない伊方原発が、今回の事故時にそれに1キュリー、1.5キュリー上乗せして放出したことである。このことは、目に見えない被害を原告ら住民および子孫に必然的に憎悪させるものである。例によって、電力会社は被曝の心配はないと発表しているが、そのような子供だましはもう通用しない。

今回の右事故は、二つの弁、止め弁と送止弁がそれぞれ別々に故障して発生したという。伊方原発は本年の7月末に第一回定期検査がなされているが、右事故の原因となった二弁の異常は同検査では発見されていない。このことは、定期検査の杜撰さと頼りなさを示すとともに原発事故の意外性を示すものである。伊方原発は炉心が温度300度、150気圧、そして猛烈な流速下という苛酷な条件でもって運転されているから、これからもかつて経験したことのない事故が続発するであろう。それは、前述したように原子力技術はいまだ緒についたばかりで、基礎研究が尽されていないのであるから、当然のことである。

また、今回の事故は、事故発生後11時間も経過してから県、伊方町に通報された。

四国電力と県、伊方町の間には安全協定が結ばれ、原子炉施設に異常が発生した場合には四国電力は「速やかに」県、伊方町に通報することが義務づけられている。

四国電力は、前回、前々回の事故のときにも、12時間から5時間10分の通報を遅らせている。

四国電力のこのような態度は、住民の避難が

必要な事故の場合には住民を死滅させてしまうことにつながる。

今回の事故は、伊方原発では事故は常に発生しうるし、その事故は好むと好まざるにかかわらず、必然的に放射性物質の環境中への放出を伴い、それは原告ら住民の生命、身体を目に見えない形で蝕むとともに、伊方原発が大量の放射性物質を内蔵することから広範囲にわたって国民を死傷させる事故もいつ発生するかわからないということを如実に示している。

カタストロフィな原発事故については、必ず起こるが、いつ、どこで起こるかが不明なだけだといわれている。

原発を知る者にとっては、地震地である伊方地方の上の伊方原発の白いコンクリートの塊りは不気味な存在として迫ってくる。本件では執行停止の緊急の必要性の要件は、人の生命、健康が対象であるからには充足して余りがあるといわなければならない。

二、本年11月5日、オーストリアにおいて原発の稼働を認めるか否かを定める国民投票が行なわれ、反対50.47パーセント、賛成49.53パーセントという結果となり、原発の廃棄が決定された（疎甲38号証）。

オーストリアには首都ウィーンの西北約40キロメートルのドナウ河畔にすでに完成しているツベテンドルフ原発が存在するが、右国民投票は同原発の運命を決定するものであった。従って、同原発は完成していながら、運転されずに廃棄されることになったのである。

現在の原発技術の未解明、未成熟からすれば、オーストリア国民の右英断は当然とはいえ賢明な措置であった。

これに反し、我国の原発に対する取組は極め

て非民主的である。原発の監視役であるはずの科学技術庁原子炉規制課長は、原発反対住民、学者の声を聞こうともしない（疎甲第39号証）。

政府、電力会社は金にまかせて、原発が絶対必要とのムードを盛り立てる宣伝に狂奔する。今年10月26日の「原子力の日」の政府ポスターは、女性のヌードの胸の部分にエネルギー・アレルギーと記載した70センチメートル×100センチメートルの大きさのものでまったくいわんとするところが不明のものであるが、要するに女性のヌードによって市民の眼を引きつけんとする（全国的にこのポスターは物議をかもし、大阪府では掲示しないこととなった。）。原発の安全性の問題はムードや金によって解決すべきものではない。原発の設置の是非は、現在の我々が、そして将来の人類が生命、健康を維持しうるか否かの重大な問題なのである。

政府、電力会社の原発に対する姿勢はオーストリアに比較するとき極めて遺憾といわざるをえない。

我国のように、原発の安全性の審査を実質的に担当する原子力安全専門審査会の委員がすべて原発賛成者から成り、しかも非常勤で片手間の到底審査といえない審査が行なわれている体制のもとでは、オーストリアの直接民主制を多少なりとも参考にするとすれば、裁判において十二分に原発の安全性についての論争の場を確保するとともに、少なくともその結論が確定されるまでは原発の運転を停止するための本件許可処分の執行停止をなすべきである。

我々は、過去において政府、大資本のムードづくりにのせられて、太平洋戦争という誤っ

た選択をして、我國民を含めて多くの人々を殺傷し、国土を廢墟としてしまったという苦い経験を持っている。

今は二度とこの誤ちを繰り返してはならない。

以上

（1頁からの続き）

0.006マイクロキュリーと、通常値の10～100倍に増加している。しかし、規定にある許容量、1立方センチ当たり7.15マイクロキュリー（この値は原子炉停止条件；事務局注）の千分の1程度にすぎない。このような原子炉水の汚染は、たぶん燃料棒にピンホールが生じたためと思われるが、この程度では運転に支障はない。また、住民らが指摘しているモニタリングステーションでの異常値は、いずれも、測定器の点検中のためであり、異常発生を示すものではない」と。

さらに四国電力も、上記の野中所長の発表を修正して県の報告を追認した。そして、3月に行う予定だった定期検査を2月に繰り上げて実施することも認めざるを得なかった。

以上の経過は、八西協にもたらされた内部告発の内容の正確さを示しているが、なお、県や四電は、事態をごまかしているように思われる。その一つは、八西協の発表では、放射能の吸いこみによる体内被ばくが問題とされているのに、県の発表では体外被ばくの値しか公表されていないことである。また、某新聞社には、被ばくのため入院させられている労働者もいる、との情報も入っているという。

もう一つは、原子炉水の汚染が通常の濃度の100倍にも高まっていることを認めているものの、そうした汚染が時間的にどのような変化してきたかということには全く言及し

ていないことである。美浜1号炉での、あの燃料棒折損事故でも、原子炉水中のヨウ素の濃度は数日間急上昇し、その後低下して、通常値より高い値に落ち着くという経過をたどっている。したがって、汚染の時間経過は燃料棒の損傷の状況を推定する重要な手がかりであり、そのことが隠されたままとなっている。正式発表では「ピンホールであろう」と、こともなげに片付けておきながら、定期検査の繰り上げを認めざるを得なかったことの矛盾を解く鍵も、隠された事実にあるように思われる。

12月25日、住民代表らは、納得のいく説明を求めて県庁につめかけたが、責任部局である県公害課では、課長以下全員が逃亡したままで、まる一日、年末の忙しさの中を遠路出かけてきた住民たちに、待ちぼうけをくわせるというひどさであったという。さらに、住民らの調査では、原発勤務の四電職員は、ここしばらく、帰宅せずに“臨戦体制”にあるという。事故続きの伊方原発で、さらに不測の事態が発生するのではないかとの不安と怒りが、原発周辺の住民の間に高まっているのも当然であろう。(Q)

年末カンパへのご協力

ありがとうございました

“火の車”救援のための年末特別カンパをお願いしましたところ、会員・読者の皆さん、さらには、全国各地の同志の皆さん方から励ましのお便りとともに支援のカンパが送られ、その額は、1月14日現在で414,300円に達しました。そのほか、未納のニュース購読料や準備書面の購入金などもお送りいた

きました結果、経常会計では、約120万円に達していました赤字が、会計報告にもありますように、28万円に減少しましたし、さらに、別会計となっています準備書面関係の会計でも、約110万円の赤字が85万円(ただし売上未収金約50万円あり)へと改善されました。

各地・各方面での運動資金にも何かと出費のかさみます折に、皆さん方からお寄せいただきましたご支援に、「支援する会」をお世話する者として、心からのお礼を申し上げます。控訴審および2号炉訴訟のいずれもが本格化すると予想されますことですが、皆さんの激励と期待に応えるべく、「支援する会」としましても、気を新たに、ふんばっていきたいと思っていますので、一そうのご批判、ご支援をお寄せ下さいますように。

(事務局 久米三四郎)

会計報告 ('78.12/15~'79.12/14)

収入

会費	174,000
ニュース購読料	365,900
資料売上金	9,200
年末カンパ(今期分)	328,100
計	877,200

支出

ニュース代金	39,000
郵送料	13,580
為替手数料	4,575
ゼロックス経費	44,000
計	101,155

差引

77,604.5

(借入金返済に充当)

借入金合計

281,049